

3月に入り、桜の蕾も膨らみ春の気配が感じられる季節となりました。  
皆様の事業場におかれましても新年度に向けての準備を始めているのではないのでしょうか？  
新年度に入って慌てることがないように今から忘れずに準備しましょう。

安全衛生教育  
促進運動実施中!!

令和4年12月1日から令和5年4月30日までは  
**安全衛生教育促進運動期間** となっています。

労働者を雇入れた際の雇入れ時の安全衛生教育、危険有害業務に従事する労働者への特別教育、資格取得のための講習の受講など様々な場面で必要となる安全衛生教育。

労働者から管理監督者など各職制に応じた安全衛生教育について、年間計画を作成し計画的に実施しましょう。

労

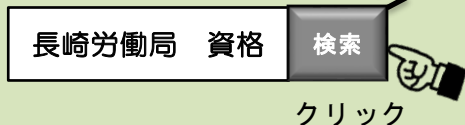
働安全衛生法に基づく資格等

法令で定める危険又は有害な作業に労働者を就かせる場合、免許・資格を取得、特別教育を行った者に行わせる必要があります。また、一定の作業を行う際は、資格を有する者の指揮の下作業を行わせることとなっています。

無資格で作業を行わせることは、正しい知識や技術がないまま仕事を行わせることとなり、重篤な災害や重大な事故を招く要因となります。

違反した場合、事業者には罰則（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科せられます。

資格一覧はこちら⇒



【県内の無資格就労による送検 事例1】

クレーン運転士免許を有せず、鉄板の運搬作業を行っていたところ、労働者が鉄板に挟まれ死亡する災害が発生し、金属加工会社の代表者を書類送検。

【県内の無資格就労による送検 事例2】

フォークリフトの運転の資格を有しない者が運転しパレット上に労働者を乗せ作業を行っていたところ、墜落し死亡する災害が発生し、建設会社の代表者を書類送検。

職

業生活を通じた教育の実施

安全衛生教育の対象は、作業員、管理者、経営トップなどそれぞれの立場に対応するものとしましょう。

(例)



入社
↓
雇入れ時教育
↓ 就業制限業務への転換
免許・技能講習取得
↓ 5年経過
危険有害業務従事者教育
↓
危険再認識教育
↓ 職長就任
職長等教育
↓ 5年経過
職長等能力向上教育
↓ 安全管理者就任
安全管理者選任時研修
↓ 5年経過
能力向上教育

上記は一例です。

その他、就業形態の多様化、高年齢労働者及び外国人労働者の増加に伴い、それぞれの特性に応じた安全衛生教育を計画的に実施しましょう。

# 時間外・休日労働には「時間外・休日労働に関する協定（36（サ7ロク）協定）」が必要です！

届出は毎年行う必要があります。  
 36協定は監督署に届出してから有効です。  
 有効期間開始前に届出をお願いします。  
 届出は郵送又は電子申請でも受け付けています。

## 【お願い】

協定書は監督署に届け出るものなので、事業場の控えとして受付印を押した協定書が必要な場合、事業場用控え（郵送の場合は切手を貼った返信用封筒）もご準備ください。

届け出前にもう一度確認を

### □ 押印・署名は不要

36協定書も兼ねる場合は労使双方の記名押印又は署名が必要です

### □ 協定当事者に関するチェックボックス

過半数労働者の選任に当たり、

- ①管理監督者でないこと
- ②適正な手続きで選ばれたこと
- ③使用者の意向に基づく選出ではないこと
- ・・・が必要です。

### □ 記載漏れはありませんか？

労働者代表の職名や選出方法など

## 労働時間の上限（法定労働時間）

**原則 … 1週:40時間、1日:8時間**

例外※ … 1週:44時間、1日:8時間

※労働者10人未満の商業、映画・演劇業（映画の製作の事業を除く）、保健衛生業、接客娯楽業

## 休日の最低基準（法定休日）

**毎週1回または4週を通じて4日以上**

（午前0時～午後12時の1暦日の休み）

超える

確保できない

過半数組合や  
過半数代表者と

**36協定を締結し、  
所轄の労働基準監督署に  
届け出る必要があります。**

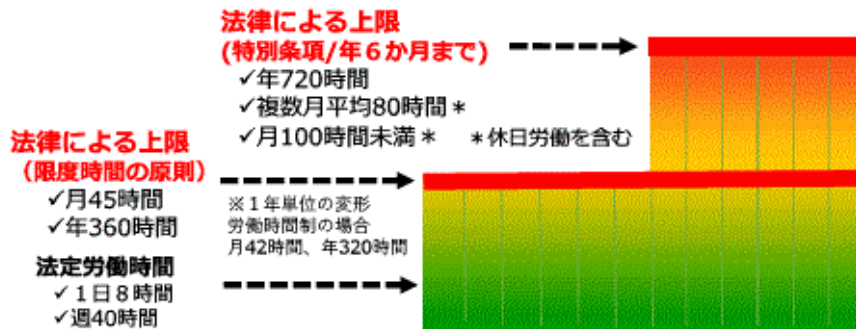


## 改正労基法の適用猶予

**2020年4月1日以降の期間のみを定めた36協定については時間外労働の上限規制が適用されます！**

労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定されることにより、36協定で定める事項が変わりました。法律の施行に当たっては、経過措置が設けられており、**中小企業は、2020年4月1日以降の期間のみを定めた36協定に対して上限規制が適用されます。**

詳しい36協定の変更内容は、リーフレット「36協定の適正な締結」でご確認いただけます。



◆以下の事業・業務については、**上限規制が2024年4月1日から適用**されます。

- ・建設事業 ・自動車運転の業務
- ・医師
- ・鹿児島・沖縄砂糖製造業

◆新技術・新商品等の研究開発業務については、**上限規制の適用が除外**されています。

## ⚠️ 留意事項

**労働者の心身の健康管理のために、  
時間外・休日労働の削減に取り組みましょう！**

長時間にわたる過重な労働が要因となり、労働者が健康を損なうような事態は、あってはならないことです。

36協定を締結して、時間外・休日労働が可能であっても、**実際の時間外・休日労働を月45時間以下とするよう努めましょう。**



## しっかり休んでしっかり働くため、年次有給休暇の取得環境を整えよう！

【年休付与要件】6か月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤 → **最低10日間の年休付与**

▶ **年次有給休暇の付与日数（一般の労働者）** ※パート労働者も所定労働日数に応じて比例付与する必要があります。

勤続年数	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日